

亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等重点支援助成金 Q & A (農業事業者用)

令和 7 年 2 月 2 8 日発行

I 交付対象者について

Q 1 どのような制度ですか？

A 1 この助成金は、エネルギー経費高騰の影響を受けている市内中小企業者等に対して事業活動において支払ったエネルギー経費（電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の購入に要した経費）の一部を助成するものです。

Q 2 助成金交付対象となる農業事業者とは？

A 2 次の①～③のすべてに該当する農業事業者が、助成金の交付対象となります。不明な場合は、農林振興課農林政策グループ（TEL84-5068）へお問い合わせください。

なお、商工業関係事業者については、商工業関係事業者用の Q & A をご確認ください。

- ① 次のいずれかに該当し、引き続き、農業を継続する意思があること
ア 令和 7 年 3 月 1 日時点において、亀山市の住民基本台帳に記載されている者
イ 令和 7 年 3 月 1 日時点において、本社所在地が亀山市内であり、農業を行う中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者
- ② 主たる収入が農業所得であり、自身が育てた農作物を他者に販売していることが確認できること
- ③ 令和 7 年 1 月から令和 7 年 3 月までの間の任意の 1 月に支払ったエネルギー経費（税抜）の合計額が 10 万円以上であること

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付対象外です。

- ・ 亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業、亀山市高齢者福祉サービス施設等物価高騰対策事業又は民間の保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等への電気料金補助金交付事業の対象となる事業者

- ・政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、集落営農組合、中小企業等協同組合法に基づく組合）
- ・助成金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する農業事業者

Q 3 個人農業事業者の場合、請求者住所は何を記載すればよいか？

A 3 個人農業事業者の場合は、代表者の亀山市の住民基本台帳記載の住所を記載してください。

Q 4 令和7年3月1日時点において、亀山市の住民基本台帳に記載されている者であるが、農作物の栽培等は市外で行っており、亀山市内には畑等がありません。助成金の請求はできますか？

A 4 助成金の請求を行うことができます。

ただし、主たる収入が農業所得であり、自身が育てた農作物を他者に販売していることが確認できること等の交付対象者の条件を満たす必要があります。（Q 2 参照）

Q 5 助成金の請求後、エネルギー経費に計上していない領収書が見つかった場合、再度、請求のやり直しはできますか？

A 5 助成金の再請求は、認めておりません。よって請求を行う前に、必ずエネルギー経費の領収書等がすべて揃っていることをご確認の上、請求してください。

II エネルギー経費について

Q 6 エネルギー経費（助成対象経費）は消費税抜きで計算しますか？

A 6 エネルギー経費（助成対象経費）は、消費税抜きで計算してください。ただし、ガソリン税、軽油取引税、石油石炭税及び温暖化対策税については、助成対象経費に含めることができます。

Q 7 エネルギー経費（助成対象経費）を教えてください。

A 7 農業を行う上で必要な電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の購入に要した経費をいいます。他者への販売を目的として購入したものは対象外です。

Q 8 エネルギー経費の算定基準は、「使用月」で算定するのか、「支払い月」で算定するのか教えてください。

A 8 エネルギー経費を実際に支払った「支払い月」で算定します。
(※各エネルギー経費の現金払いや銀行引き落とし、クレジットカード払いの支払い日（実際に口座から引き落とされる日）が、すべて同じ月である必要があります。)

Q 9 エネルギー経費（ガソリン等）の領収書をすべて税理士に預けて確定申告をしてもらっているのに領収書を自分で保管していません。どうしたらいいですか？

A 9 税理士から領収書を返還してもらい、その写しを添付して請求頂くことになります。

Q10 エネルギー経費（電気代、ガソリン等）の領収書は複数枚あるが、電気代の領収書だけで100万円に達している。ガソリン代等の領収書もすべて提出する必要はありますか？

A10 助成額の上限に達しているのであれば、エネルギー経費の領収書をすべて提出いただく必要はありません。

Q11 エネルギー経費（助成対象経費）のうち、農業で利用しているものと農業以外で利用しているもの（家事など）が混在している場合は、按分が必要ですか？

A11 エネルギー経費（助成対象経費）は、按分の必要があります。様式第3号（第6条関係）の事業用割合欄に記載してください。税務申告を基準に、適正に請求してください。

Q12 農業以外に飲食店を営営していますが、エネルギー経費（助成対象経費）は農業に係る分と飲食店に係る分を合算して算出できますか？

A12 農業以外の事業に係るエネルギー経費（助成対象経費）と農業に係るエネルギー経費を合算することはできません。主たる事業において1月のエネルギー経費の合計額を算出していただき、助成金の請求を行ってください。商工業関係事業者として助成金の請求を行う場合は、商工業関係事業者用のQ & Aもご確認ください。

（例）主たる事業が農業であり、飲食店経営に係るエネルギー経費の割合が30%の場合は事業用割合欄に70%と記入してください。

Ⅲ その他

Q13 「広報かめやま」に掲載しましたか？

A13 広報かめやま3月1日号に掲載します。なお、亀山市ホームページにも掲載しています。

Q14 「請求書」はどこで入手できますか？

A14 請求書は、本庁舎、関支所にあるほか、亀山市ホームページからダウンロードできます。記入例を参考にして、ご記入ください。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2023121900019/>

Q15 請求期間は？

A15 令和7年3月10日（月）～ 同年5月30日（金）（当日消印有効）

※助成決定額が予算額に達した時点で、請求期間の途中であっても請求受付は終了とさせていただきます。

※助成額の支払は、4月以降になります。

Q16 助成金の請求方法は？

A16 請求書に必要事項を記入の上、添付書類と併せて、商工観光課商工業振興グループ（〒519-0195 本丸町 577）へ郵送してください。

提出書類について詳しくは、農林政策グループ（TEL84-5068）へお問い合わせいただくか、亀山市ホームページをご覧ください。

※請求書は、本庁舎、関支所にあるほか、亀山市ホームページからもダウンロードできます。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2023121900019/>

※配達記録が確認できる簡易書留郵便等での郵送をお勧めします。

Q17 請求書類の提出は、窓口でもできますか？

A17 窓口持参による提出は受け付けておりません。郵送による受付のみとなります。

Q18 助成金の支払いは、受付順ですか？

A18 本市は、郵送された提出書類に不備や不足がないかを確認し、問題がなければ受付を行います。受付後に審査を開始し、助成対象として妥当か判断を行います。

審査の過程で疑義がある場合は請求者に照会を行い、提出された書類に不備や不足がある場合は補正を依頼します。その間、審査は保留となり、補正が完了次第審査を進めます。審査完了後に順次助成金の支払い手続きを行います。

Q19 請求書を記入するにあたっての注意事項はありますか？

A19 提出書類は、消えないボールペンで記入又はパソコン等で直接記入してください。消えるボールペンや鉛筆で記入されたものは受付できません。請求者の代表者名は必ず自署でお願いします。自署でない場合は再度請求書の提出をお願いします。なお、押印がある場合は、この限りではありません。

様式第2号の誓約書の「誓約」欄は必ずお読みいただき、ご了承のうえ請求書に添付してください。

Q20 助成額について教えてください。

A20 令和7年1月から令和7年3月までの間の任意の1月に支払ったエネルギー経費（消費税抜）の合計額の区分に応じた額です。

※亀山市エネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業（Ver.4）において、請求は1事業者につき1回限りです。

支払ったエネルギー経費（消費税抜）の合計額（1月分）	助成額
10万円以上20万円未満	3万円
20万円以上30万円未満	6万円
30万円以上40万円未満	9万円
40万円以上50万円未満	12万円
50万円以上60万円未満	15万円
60万円以上70万円未満	18万円
70万円以上80万円未満	21万円
80万円以上90万円未満	24万円
90万円以上100万円未満	27万円
100万円以上	30万円

※エネルギー経費とは、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油の購入に要した経費をいいます。他者への販売を目的として購入したものは対象外です。

Q21 令和7年1月から令和7年3月までの間の任意の1月に支払ったエネルギー経費の算定にあたっての注意点は？

A21 領収書や口座引き落とし通帳等に記載されている月が令和7年1月から令和7年3月までのものが対象となります。また、次の点に注意して算定を行ってください。

（例）2月10日から3月9日までの電気代が4月に口座から引き落とされた場合は、支払い月が4月となるため対象外です。

（注）月末締め、翌月末の支払いの場合で、翌月末が土・日・祝日で翌々月のはじめに支払った場合は、同月内に支払ったエネルギー経費のどちらか1つが対象です。

（例）12月末（1/4）と1月末（1/31）に電気料金を支払った場合は、1/4又は1/31のどちらかに支払った分が、1月のエネルギー経費として対象になります。

Q22 クレジットカードによる支払いは、対象になりますか？

A22 令和7年1月から令和7年3月までに対象のエネルギー経費を含む支払いの口座引き落としが完了している場合は、クレジットカードによる支払いも対象になります。

また、助成金請求時には、請求書等のエネルギー経費の内容が記載された書類の写し、そのクレジットカードの利用明細書の写し（該当箇所以外黒塗り可）及び口座引き落としされた部分の通帳の写しを併せて提出してください。

なお、請求書等のエネルギー経費の内容が記載された書類の写しがなくクレジットカードの利用明細書で何を購入したか特定できない場合は、レシート等の添付が必要となりますので注意してください。

（例）令和6年10月に給油してクレジットカードで支払い、令和7年1月に口座から当該支払を含むクレジットカードの利用料が引き落とされた場合、1月分のエネルギー経費とみなします。

（例）令和7年2月に給油してクレジットカードで支払い、同年4月に口座から当該支払を含むクレジットカードの利用料が引き落とされた場合は、対象とはなりません。

Q23 ネットバンキングを使用しており通帳がありません。また、領収書の発行也没有ありません。どうしたらよいか？

A23 ネットバンキングを使用している場合は、支払いが確認できる領収書等の代わりとして次の書類で請求可能です。（①②両方必要です）

- ① 振込控え（プリントアウトしたもので可）またはエネルギー経費の引き落としが確認できる口座の明細画面をプリントアウトしたもの
- ② 請求書、納品書（コピー可）（商品明細と購入者（請求者と一致）が確認できるもの）

Q24 領収書やレシートで注意すべき点は何ですか？

A24 助成対象経費が特定できることが必要です。

領収書やレシートに「商品一式」としか記載されておらず、何を購入

したか特定できない場合は、助成金を請求できません。購入内容が分かる内訳明細書（購入品の種類及び料金が確認できるもの）を添付してください。また、領収書の宛名に請求者が記載されていることを確認してください。領収書の宛名と助成金の請求者が一致している必要があります。

ただし、購入した事業者において、領収書ではなく、レシートしか発行されない場合は、様式第2号「誓約書」の中で「ご負担いただいた経費で間違いがない」旨の事項がありますので、その事項を含め全ての事項が誓約されているかを確認の上、レシートの場合でも受理します。

（注）「クレジットカード払い」の場合は、後日にエネルギー経費を含む支払いの口座引き落としが行われた月が「支払い月」になりますのでご注意ください。（Q22 参照）

Q25 市内に事業所を有し、事業活動を行っていることが分かる書類は、何を提出すればいいですか？

A25 農業事業者の方は確認書類として、次の書類を提出してください。

（個人の方）

直近の確定申告書一式のコピーを提出してください。

※確定申告書一式では育てた農作物を他者に販売していることが確認できない場合は、別途販売伝票（直近分）等の提出をお願いすることがあります。

（中小企業者又は小規模企業者の方）

登記事項証明書の写し、主たる収入が農業所得であると確認できる書類を提出してください。

Q26 助成金の請求をする際、会社の決算期が3月で、助成金の請求が5月の場合、確定申告書の提出は、前年の申告書で可能ですか？

A26 税務署で定められている確定申告書の申告期限前であれば、前年の確定申告書でも可能です。

Q27 助成金はどのくらいで振り込まれますか？

A27 審査終了後、4月以降に指定口座に振り込みます。書類に不備があると審査に時間を要しますので、市へ提出前に書類を十分ご確認ください。